

令和 9 年度 嘉手納町保育所等入所申込案内

1. 入所申込受付期間および提出先(お問合せ先)

配布期間: 令和 8 年 9 月 25 日(金)より

受付期間: 令和 8 年 10 月 1 日(木)～令和 8 年 10 月 30 日(金) ※土日祝日を除く

※上記受付期間以降の申込みは欠員補充(待機)の対象となります。

受付時間: 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで(正午～午後 1 時を除く)

※令和 8 年 10 月 29 日(木)および令和 8 年 10 月 30 日(金)は午後 7 時まで受付します。

※令和 8 年 10 月 25 日(日)については、午後 1 時～午後 5 時まで受付します。

提出・お問合せ先: 嘉手納町役場 1 階 子ども家庭課 保育支援係(☎098-956-1111/内線:123)

※郵送での受付はしていません。

2. 保育所とは

保護者や同居の家族が就労や出産、病気等により、家庭内でお子さんの保育が十分にできない場合に、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。したがって、どのお子さんでも無条件で入所することはできませんので、保育の必要性の認定区分の内容をご覧になってお申し込みください。教育・保育内容は各利用希望施設へ直接お問い合わせください。

3. 保育の必要性の認定について

保育所の利用を希望する場合は、嘉手納町が行う「支給認定」を受ける必要があります。

子どもの年齢や保護者の状況に応じて、利用できる施設や利用時間が異なります。

●支給認定区分

施設区分	児童区分	認定区分	利用対象児童
幼稚園	3 歳児から 5 歳児で教育を希望する児童	1 号認定	満 3 歳以上で『保育の必要性を問わず』幼稚園・認定こども園等を希望される方
保育所等	0 歳児から 5 歳児までの保育が必要な児童	2 号認定	満 3 歳以上で『保育の必要な事由』に該当し保育所・認定こども園等を希望される方
		3 号認定	満 3 歳未満で『保育の必要な事由』に該当し保育所・認定こども園等を希望される方

※各年齢基準は、令和 8 年 4 月 1 日時点での満年齢となります。

●利用区分

保護者の就労時間等によって、保育を利用できる時間が次の 2 種類に分類されます。

	就労時間	保育時間	備考
保育標準時間	月 120 時間以上 (フルタイム労働を想定)	最長 11 時間	就労のほか、就学、求職活動、妊娠・出産 災害復旧、虐待・DV などが該当します。
保育短時間	月 64 時間以上 120 時間未満 (パートタイム等を想定)	最長 8 時間	就労のほか育児休業などが該当します。

※就労日数、時間数および給与単価から算出される金額と同等額の収入がない場合は、収入を最低賃金等で換算した労働時間等によって判断します。

4. 保育の必要性の認定事由(2・3号認定の場合)

嘉手納町民で、保護者が次のいずれかの条件に該当していることが必要です。

NO	事由	保護者の状況	利用期間	保育 必要量	備考
1	就労	保護者が月 64 時間以上就労していること。 ※育児休業中で、利用開始予定日から 30 日以内に復職し、 新規で施設の利用を希望する場合を含む。 (例 4 月 1 日入所、4 月 15 日復帰)	就労期間中	標準時間 または 短時間	
2	就学・ 職業訓練	学校教育法に基づく教育施設に在学または 職業開発促進法に基づく職業訓練を受けている場合。 (自動車学校、通信制、塾、教室等は除く)	就労期間中	標準時間 または 短時間	
3	求職活動	求職活動または起業の準備等をしている場合	最長 3 か月 (90 日間)	標準時間	※90 日を超え た求職活動は できません
4	妊娠・出産	保護者が妊娠中のため児童の保育が困難な場合	産前 3 か月 産後 2 か月	標準時間	※産後 4 か月 まで延長可
5	疾病・障害	保護者が病気または障害により保育が困難な場合	保護者の 療養期間中	標準時間	
6	同居親族の 看護・介護	児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある方が おり、保護者が常に看護・介護にあたっている場合	介護(看護)者 の療養期間中	申請内容 により判断	
7	災害復旧	震災、風水害、火災、その他災害の復旧にあっており、児 童の保育ができない場合		標準時間	
8	虐待・DV 等	虐待や DV の恐れがある場合		申請内容 により判断	
9	育児休業 みなし育休	育児休業取得中にすでに保育所等を利用している児童が いて、継続利用が必要な場合	育児休業 取得中	短時間	※最長で育児 休業にかかる 子が 2 歳に達 する日まで
10	その他	その他、町長が認める上記の事情に類する状態であること。		申請内容 により判断	

5. 入所対象児童について

嘉手納町に住所を有し、小学校就学前までの「保育が必要な乳幼児・児童」を対象とするため、どの児童も無条件で入所できるものではありません。また医師の診断により集団保育が可能と認められた場合に限りです。

※児童に発達の遅れや疾病、アレルギー等があると思われる場合は、入所申込時に必ずお申し出ください。

※保護者、児童、保育所等との間で、日本語による意思疎通・コミュニケーションが取れることが必要です。

※入所申込の内容等に虚偽があった場合は、退所して頂くことになります。

※一斉受付期間に限り、転入予定の方の申込みも受付します。ただし、令和 9 年 3 月 5 日(金)までに転入手続きが完了していることが必要です。入所が内定していても、転入が確認できない場合は、入所内定を取り消します。

6. 入所に必要な書類 ※「◆」は指定様式です。必要な方は町 HP または子ども家庭課にて配布しております。

入所の希望される場合は必ず次の該当書類を揃えて申請してください。

申請書類に不備や不足がある場合は受付することができないため、選考の対象となりません。

※兄弟児同時申込の場合、共通証明書はコピー可

※各証明用紙は A4 用紙でのコピーをお願いします。

NO	全員提出が必要な書類
1	給付認定申請書兼保育所等利用申込書(在園:白色 / 新規:うぐいす色)
2	同意書(署名あり)

●『保育を必要とする証明書(保護者が該当する項目の資料を提出)』 ※以下該当する項目の書類を提出

保護者の状況		必要な提出書類(※発行後 2 か月以内のものが有効となります。)
就労	勤務	◆就労証明書 ※令和 9 年 4 月 1 日時点で雇用期間が切れて更新が無い場合の申し込みは無効となります。 ※育児休業から復帰する方は、育児休業期間と復職日の記載も必要です。
	法人事業主	◆就労証明書 + 履歴事項全部証明書
	自営業者 (家族従業員の方含む)	◆就労証明書 + 下記①、②、③の書類を添付 ①令和 7 年度 税務署受領後の税申告書の写し(※受領がわかる資料を添付ください) ②給与証明書または出勤記録など勤務時間を証明する書類またはそれに準ずる書類 ③ア～エの書類のいずれか一つ ア 個人事業開業届出書の写し イ 保健所等公的機関が発行する「営業許可証」等 ウ 開業している事実が記載されている資格証 エ 上記の書類がない場合は、その業態に応じた自営業者としての証拠資料 ※内職(フリーランス等)の場合は受託先の委託契約書の写しも提出ください。
	内職(フリーランス等含む)	
就学・職業訓練		在学証明書及び授業日数および時間が確認できるカリキュラム等
求職活動		求職活動申告書または求職活動支援機関等利用証明書
妊娠・出産		親子健康手帳(母子保健手帳)の写し(※手帳の表面と出産予定日記載欄の写し) ◆妊娠・出産入所に関する同意書
疾病・障害		◆診断書及び身体障害者手帳や療育手帳等の写し ※療養期間を過ぎると申込は無効となります。
病人の介護・看護 (※同居していること)		◆診断書(看護・介護証明用)※担当医による証明 ※介護保険被保険者証がある場合は添付 ◆看護(介護)申立書
育児休業(継続入所のみ)		◆就労証明書(表面記載) ※みなしの育児休業の場合は親子健康手帳(母子保健手帳)の写し (手帳の表面と出産日記載欄)

※各保育所利用前の面談(オリエンテーション)で健康診断書(指定様式)を提出いただきます。

●その他(該当する世帯のみ提出が必要な書類)

NO	世帯状況	提出書類
1	ひとり親世帯 ※1～4 いずれかの書類を提出	1.児童扶養手当受給者証
		2.母子及び父子家庭等医療費受給者証
		3.遺族年金受給者証
		4.戸籍謄本(離婚日確認のため)
2	生活保護世帯	生活保護受給証明書または被保護者証明書の写し
3	申請児童が障がい児 申請時以外の在宅障がい者	身体障害者手帳、療育手帳または特別児童扶養手当証明書等の写し
		医師等の意見書等または診断書(保護者・同居者用)
4	軍事・軍属の方	2025W-2(Wage and Tax Statement)
5	転入予定の方	転入申込書及び添付書類(賃貸契約書など)※3 月 5 日までに住民登録が必要

7. 保育料等について

- 令和 9 年 4 月 1 日時点で 3 歳～5 歳児のクラスの児童は、幼児教育・保育の無償化により、保育料が無償となります。
※住民税非課税世帯に属する 0 歳～2 歳児クラスの児童も無償化の対象となります。
- 給食費につきましては、町独自の補助制度により免除となりますが、「給食費内の副食費(おかず代)」については、保護者の実費負担となります。
※副食費とは「おかず」や「おやつ」、「ミルク」などの費用です。
※年収 360 万円未満相当世帯の子どもまたは第三子以降の子どもについては、副食費の徴収免除対象のため実費徴収はございません。
- 保育料は認可保育所等へ入所する児童の保護者(父母等)の「市町村民税所得割課税額」と児童の年齢等によって決定されます。(ただし、同居の祖父母が生計の中心者の場合は祖父母等も含みます。)
※父母のみの収入で生計維持が難しい世帯であるかの判断基準は、父母の収入(手当、養育費を含む)が生活保護基準額を超えているか確認します。
※保育料算定時の「所得割額」とは、住宅借入金等特別控除、寄付控除、配当控除、外国税額控除、株式等譲渡所得割額控除を適用する前の税額です。
※海外居住により課税情報がない保護者については、海外勤務期間中の所得額・控除額等が確認できる書類の提出が必要です。
※市町村民税所得割課税額は、本町税務課税台帳、世帯状況は住民基本台帳により確認します。
※保育料の年齢区分は、年度初日(令和 9 年 4 月 1 日)現在の入所児童の年齢を基に適用します。
- 同一世帯で幼稚園・認可保育所等に 2 人以上で入所している場合、2 人目以降のお子さんは保育料が無料となります。
※認可外保育所や町外の私立幼稚園等に在園している場合は、『在園証明書』の提出が必要となります。
- ひとり親世帯・在宅障害者(児)のいる世帯の場合は、保育料が免除になる場合がございます。
- 保育料支払いは、その月分を当月の 15 日までに納めるようにお願いします。(※土日祝日の場合は翌営業日)
※認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所については、直接支払いとなりますので、各施設へお問い合わせください。
- 保育料は原則口座振替とします。引き落とし日は、毎月 15 日です。(※金融機関が休みの場合は、翌営業日)
※取扱金融機関:琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、農協、コザ信用金庫、ゆうちょ銀行
- 保育料の未納がある場合は、在園児の選考の対象であっても、減点の対象となります。
- 税金に滞納がある場合は、納付相談等により、納付に向けた確約が取れる場合に、入所審査対象となります。
- 確定申告を未申告で税情報がない方は、保育料の算定情報がないため、算定ができません。その場合の保育料は最も高い階層区分で算定します。
※確定申告は無収入の方でも必要です。
- 次の条件に該当する方は、保育料算定に必要な書類の提出をお願いします。
 - ①令和 9 年 4 月～8 月の保育希望の方
令和 8 年 1 月 1 日時点で軍人・軍属の方は、『2025W-2(Wage and Tax Statement)』(※令和 8 年 1 月 1 日時点の住民登録市町村で発行)
 - ②令和 9 年 9 月～令和 10 年 3 月の保育希望の方
令和 9 年 1 月 1 日時点で軍人・軍属の方は、『2026W-2(Wage and Tax Statement)』(※令和 9 年 1 月 1 日時点の住民登録市町村で令和 8 年 6 月以降発行)

●保育料の切替は毎年 9 月に行います。市町村民税が決定するのが毎年 6 月のため、4 月～8 月分は前年度の市町村民税額、9 月～翌年 3 月は当年度の市町村民税額により保育料を決定します。

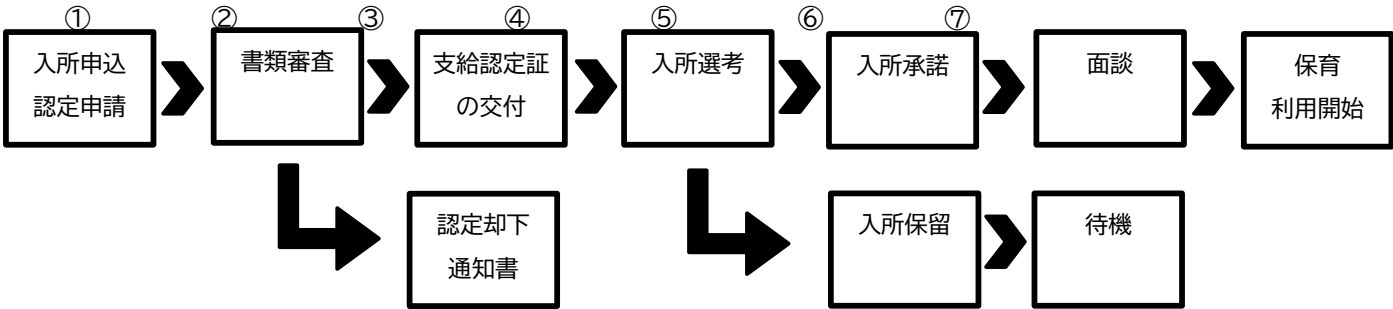
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	R 10.1 月	2 月	3 月
前年度（令和 8 年度）の市町村民税額に基づく保育料						当年度（令和 9 年度）の市町村民税額に基づく保育料					

※税の修正申告等により、市町村民税額が変更になった場合は該当月に遡り保育料変更を行います。変更により保育料に差額が発生した場合は、追加納付、充当、還付等の処理を行います。修正申告された場合は、子ども家庭課までご連絡ください。

8. 入所決定までの流れについて

入所の選考方法は、申込児童が保育を必要とする状態にあるかどうか、十分調査検討した上で選考します。希望者が多い場合は、保育の必要性の高い児童から入所承諾・決定を行っております。また、保育所の定員の関係より入所できない場合は、待機児童となります。保育施設に空きが出た場合は、年齢毎に優先度の高い方から順にご案内いたします。

※保育施設に空きが出た際に待機児童に対して入所の案内をさせていただきますが、1 週間以上連絡がつかない場合は、次の方へ権利が移動します。



- ① 新規申込も継続利用の方も嘉手納町役場窓口での受付となります。期間外の申込みは、待機児童扱いとなります。
- ② 書類の確認後、申込み内容および就労等状況について保護者や勤めている職場に電話や訪問等で確認します。
就労状況等が確認できない場合や提出内容に虚偽がある場合は、申込みは無効となります。
※保育の必要とする事由に該当しない場合は、認定が却下されることがあります。
- ③ 書類審査の結果、支給認定証または認定却下通知書を送付します。(令和 9 年 2 月中旬を予定)
※支給認定証は保育の必要性を認定するものであり、入所をお約束するものではありません。
- ④ 利用希望者の保育所等の状況を基に入所選考を行います。
- ⑤ 「入所承諾書」および「保育料決定通知書」または「入所保留通知書」のいずれかを 2 月下旬ごろに送付します。
※入所承諾後に入所を辞退する場合は、早めに子ども家庭課にご連絡の上、手続きを行ってください。
※申込時の状況と入所決定時の状況が変わった場合は、入所取消となる場合もございますので、早めに子ども家庭課にご連絡ください。
- ⑥ 各保育所にて面談(オリエンテーション)を行います。
※健康診断書(指定様式)は、面接時に保育所へ提出してください。

9. その他の保育事業等について

●延長保育事業●

保護者の就労時間や通勤時間等、やむを得ない事情で通常の保育時間を超えた場合に保育する事業です。

・公立保育所(さんさん保育所)で利用する場合

①随時利用:1時間当たり 150 円 (利用翌月に納付書でのお支払い) ※世帯状況に応じて免除制度あり

※ひと月の利用が 20 時間以上の場合は 3,000 円(月額分)

②月額利用:月額料金 3,000 円 (利用当月に納付書でのお支払い)

※利用を希望する月の前月の 20 日までに、子ども家庭課にて申請手続きを行ってください。

・その他施設につきましては直接お問合せください。(保育所等施設一覧表にも掲載しております。)

●一時的保育事業(嘉手納町さんさん保育所で実施)●

保護者の就労形態や傷病等により、やむを得ない理由により一時的に保育する事業です。

※利用を希望する場合、子ども家庭課にて申請手続きおよび詳細の確認を行ってください。

サービス内容 ①:非定型的保育サービス事業(就労等)→ 週 3 日以内

②:緊急保育サービス事業(傷病、入院等)→ 月 15 日以内

③:私的理由による保育サービス事業(リフレッシュ等)→ 週 1 日

対象児童:0 歳(5 か月以上)から小学校就学前までの子

開所時間:月曜日～金曜日、午前 8 時 30 分～午後 5 時

利用料金:1 日利用 1,500 円、半日利用:1,000 円 (利用翌月に納付書でのお支払い)

※施設では、利用希望日がある週の前週の最初の開所日から予約受付を行います。

●病児・病後児保育事業●

保護者が就労している場合等において、児童が疾病の回復期に至っていない期間又は疾病の回復期にあたるため集団保育が困難な期間、一時的に当該児童を保育する事業です。

利用方法:①アイビス嘉手納保育園へ予約を行う ※ご利用時に必要なものがございますので、予約の際にご確認ください。

②子ども家庭課にて申請書を記入し、診療情報提供書を受け取る。(緊急の場合は直接実施期間にて手続き)

③かかりつけ医等の診察を受診し、診療情報提供書をアイビス嘉手納保育園へ提出。

※初回利用時は医師の診察後にご利用できます。

実施施設:アイビス嘉手納保育園(嘉手納町字屋良 689 番地 5)

電話:090-1943-7330(病児保育専用電話)

●乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)●

保育所等に在籍していない児童が保護者の就労要件を問わず、月 10 時間を上限に保育所等を利用することができる制度です。

実施施設:嘉手納町さんさん保育所

対象児童:0歳6か月～3歳未満の未就園児

開所時間:月曜日～金曜日、午前 9 時～午後 5 時

利用可能時間:子ども1人あたり月 10 時間まで ※1単位(2 時間 30 分)からの利用になります。

①9:00～11:30 ②14:30～17:00 ③9:00～14:00 ④9:00～16:30

利用料金:1単位(2 時間 30 分)あたり 500 円 給食費 200 円 おやつ 50 円

10. 嘉手納町入所申込保育所等施設について(※令和 8 年 10 月 1 日現在)

令和 9 年度 嘉手納町入所申込保育施設等一覧表 (※詳細は直接施設にお問い合わせください。)

町立 保育所	①嘉手納町さんさん保育所(旧:嘉手納町第三保育所)					
	所在地	嘉手納町字水釜 373	定員	130 名	時間	7:30~18:30
	連絡先	098-956-3323	対象年齢	0~5 歳	延長保育	○
私立認可 保育所	②栄光保育園					
	所在地	嘉手納町字屋良 20-1	定員	60 名	時間	7:30~18:30
	連絡先	098-989-9567	対象年齢	0~5 歳	延長保育	○
	③第三まきら保育園 Kadena					
	所在地	嘉手納町字屋良 823-1	定員	50 名	時間	7:30~18:30
	連絡先	098-957-2030	対象年齢	0~5 歳	延長保育	○
	④アイビス嘉手納保育園					
	所在地	嘉手納町字屋良 685 番地 5	定員	80 名	時間	7:30~18:30
認定 こども園	⑤認定こども園 栄光幼稚園					
	所在地	嘉手納町屋良 917-4	定員	115 名	時間	7:30~18:30
	連絡先	098-957-3373	対象年齢	1~5 歳	延長保育	○
地域型	⑥名嘉グローリアベビーセンター					
	所在地	嘉手納町字嘉手納 258	定員	14 名	時間	7:30~18:30
	連絡先	098-956-5151	対象年齢	0~2 歳	延長保育	×
	⑦ミッキー保育園					
	所在地	嘉手納町水釜 6-1-11-2 階	定員	19 名	時間	7:30~18:30
	連絡先	098-956-7535	対象年齢	0~2 歳	延長保育	○
	⑧光の子幼児学園 第二嘉手納園					
	所在地	嘉手納町字嘉手納 290 番地 4 嘉手納 TC ロータリー 2 号館 1 階 102	定員	19 名	時間	7:00~18:00
	連絡先	098-923-3338	対象年齢	1~2 歳	延長保育	○
	⑨さくら保育園					
	所在地	嘉手納町字水釜 519 番地	定員	19 名	時間	7:00~18:00
	連絡先	098-989-0221	対象年齢	0~2 歳	延長保育	○

※「①と⑦と⑨」および「②と⑤と⑥」はそれぞれ連携園となります。

※保育時間および延長保育(料金、実施状況)については、施設により異なりますので直接お問い合わせください。

※日曜日、祝日、振替休日、慰霊の日、年末年始(12 月 28 日~1 月 3 日)は休所です。

※旧盆やその他の休所日(休園日)については、施設により異なりますので直接お問い合わせください。

※認定こども園 栄光幼稚園の認定には「1 号」と「2・3 号」がありますので、詳細は施設に直接お問い合わせください。

11. 注意事項について

※注意事項は必ずご確認ください

- 令和 8 年度に申込をしている方も、令和 9 年 4 月から入所を希望する場合は新たに申込みを行う必要があります。
- 申請書類に不備がある場合は受付することが出来ないため、選考の対象となりません。
- 入所対象児童に該当し、児童に歩行や言語など発達の遅れ、疾病、アレルギー等がある場合は、必ず受付調査表に記入してください。
- 求職活動での入所可能期間は、3 か月となっております。期間が満了する月の 20 日までに就労証明書等の書類を提出してください。(※求職活動は 1 年間を通して最長 3 か月(90 日間)までとなります。)
- 妊娠・出産を事由に申込みした方、出産を理由に退職した方は、産後 2 か月(最長 4 か月)目からは保育を必要とする事由がなくなりますので、状況に応じて必要書類の提出が必要です。
- 入所案内は、書類審査等により保育の必要性の高い順番となります。(※申込み順ではありません。)
- 令和 9 年 4 月入所選考に関して、希望施設・希望順位の変更などは令和 8 年 11 月 30 日(月)まで可能です。(電話等での変更は受け付けておりません。)
- 就労証明書や診断書等は、証明者が事実に基づき記入するものであるため、保護者自身が補記・修正等することは絶対に行わないでください。
- 保育所入所決定後でも、申込書や添付書類等に虚偽がある場合は、入所や支給認定の取消対象となる場合があります。
- 申込書類等を提出した後に世帯の状況や勤務先、雇用の任用期間が変わった場合は、現況調査のため、その都度子ども家庭課までご連絡ください。また変更後の「就労証明書」や「親子(母子)健康手帳の交付申請状況」等は速やかに提出してください。連絡なく指定期間を過ぎて提出がない場合は、退所となることがあります。
- 職場を退職した場合は、速やかに子ども家庭課までご連絡ください。職場を退職して 2 か月以上経過していることが判明した場合は、中途退所となります。
- 現況確認のために提出いただいた資料を基とした支給認定証等の内容変更は、提出いただいた翌月から反映となります。
- 自己都合により休園している場合でも保育料は発生します。また、児童本人の入院など特別な理由を除き、1 か月以上通園していない場合は退所となることがあります。
- 入所決定後に転園を希望する場合は、子ども家庭課にて「転園等申立書」を提出することができます。ただし、転園希望施設に空きが出た場合に保育の必要性の高い順に随時ご案内しますので、必ず転園できるとは限りません。
- 保育所入所決定後に退所を希望する場合は、退所する 10 日前までに子ども家庭課で退所手続きを行ってください。退所後に同じ施設に入園する場合は、新規申込みとなります。
- 毎月の保育料が納期限内に支払われない場合は、次年度の保育所入所継続選考の際に不利益を被る場合があります。
家庭の事情等で保育料支払に関するご相談がある場合は、必ず子ども家庭課までご連絡ください。
- ならし保育中の保育料については、通常の保育に関する料金を徴収します。
- 保育所入所後に嘉手納町外に転出した場合は、退所となります。
- 転入予定の場合は「転入申立書」と添付書類の提出を行い、3 月 5 日(金)までに住民登録が必要となります。
- 令和 9 年 4 月 2 日以降の入所申込については、入所希望の前々月の 1 か月間が申請受付期間となります。
例:5 月 1 日入所希望 → 申込受付は 3 月 1 日～3 月 31 日 → 4 月 10 日前後に選考結果を郵送
- 職場復帰(育児休業からの職場復帰)に伴うお子様の申込を予定されている場合(年度途中の申込)は、職場復帰の 3 か月前(保育所入所は 1 か月前)から受付可能となっております。
例:6 月 1 日復帰の場合 → 申込受付は 3 月 1 日から可能 → 保育所入所は 5 月 1 日から可能

《参考》令和 9 年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス	生年月日		
0 歳児	令和 8 年(2026 年)4 月 2 日	～	令和 9 年(2027 年)4 月 1 日
1 歳児	令和 7 年(2025 年)4 月 2 日	～	令和 8 年(2026 年)4 月 1 日
2 歳児	令和 6 年(2024 年)4 月 2 日	～	令和 7 年(2025 年)4 月 1 日
3 歳児	令和 5 年(2023 年)4 月 2 日	～	令和 6 年(2024 年)4 月 1 日
4 歳児	令和 4 年(2022 年)4 月 2 日	～	令和 5 年(2023 年)4 月 1 日
5 歳児	令和 3 年(2021 年)4 月 2 日	～	令和 4 年(2022 年)4 月 1 日